…社会福祉法人　不二の里森福祉会

定　　款

第一章　　総則

　　(目的)

第１条　この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会事業を行う。

(2) 第二種社会福祉事業

　　(イ)　障害福祉サービス事業の経営

　　(ロ)　相談支援事業の経営

　　(名称)

第２条　法人は、社会福祉法人不二の里森福祉会という。

　　(経営の原則)

第３条　この法人は社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的にかつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

　　(事務所の所在地)

第４条　この法人の事務所を山梨県富士吉田市富士見四丁目１１番１６号に置く。

第二章　　評議員

　　(評議員の定数)

第５条　この法人に評議員７名を置く。

　　(評議員の選任及び解任)

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選

任・解任委員会において行う。

２　評議員選任、解任委員は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成

する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営

　についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不

　適切と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５ 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数を持って行

う。ただ し、外部委員1名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを

要する。

(評議員の任期)

第７条　評議　員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関す

る定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任

　した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

３　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員は、退任した評議員の

任期の満了する時までとすることができる。

４　評議員の定数を現評議員の任期中に増加した場合、新たに選任された評議員の任期は現評議員の任期の満了までとすることができる。

　　(評議員の報酬等)

第８条　評議員に対しての報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

２　評議員には費用を弁償することができる。

３　 前項の２項に関し必要な事項は評議員会の承認を経て理事長が別に定める。

第三章　評議員会

　　(構成)

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

　　(権限)

第10条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又解任

（２）理事及び監事の報酬額

（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準

（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

（５）定款の変更

（６）残余財産の処分

（７）基本財産の処分

（８）解散の決議

（９）合併の承認

（10）社会福祉充実計画の承認

（11）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

　(開催)

第11条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３ヶ月以内１回開催する

　ほか、必要がある場合に開催する。

　　(招集)

第12条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事

長が招集する。

２　 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議

　員会の招集を請求することができる。

　　(決議)

第13条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半が出席し、その過半数を持って行う。

２　 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員

　を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)　監事の解任

(2)　定款の変更

(3)　その他法令で定められた事項

３　 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議

を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４ 第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることが

　できるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、

評議員会の決議があったものとみなす。

　　(議事録)

第14条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名がこれに記

　名押印する。

第四章　役員及び職員

　　(役員の定数)

第15条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　6人

（２）監事　２人

２　理事のうち１名を理事長とする。

３　理事長以外の理事のうち、１名を業務執行理事とする。

　(役員の選任)

第16条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

　　(理事の職務及び権限)

第17条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執

行する。

２　 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を

　執行 し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を

　分担執行する。

３　理事長及び業務執行理事は、毎会計年度４箇月を越える間隔で２回以上、自己の職

　務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を

作成する。

２ 　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財

　産の状況の調査をすることができる。

　　(役員の任期)

第19条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のもの

に関する定 時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任

により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務 を有する。

　　(役員の解任)

第20条　理事又監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任

することができる。

（１） 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又これに耐えがたいとき。

(役員の報酬等)

第21条　理事及び監事の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

２　役員には費用を弁償することができる。

３　前項の２項に関し必要な事項は評議員会の承認を経て理事長が別に定める。

　　(職員)

第22条　この法人に職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は

理事会において選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章　理事会

　　(構成)

第23条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

　　　(権限)

第24条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものに

ついては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（１）　この法人の業務執行の決定

（２）　理事の職務の執行の監督

（３）　理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条　理事会は理事長が招集する。

２　 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

　　(決議)

第26条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半

数が出席し、その過半数を持って行う。

法的決議事項

（１）評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定

（２）重要な財産の処分及び譲り受け

（３）多額の借財

（４）重要な役割を担う職員の選任及び解任

（５）従たる事務所その他重要な組織の設置・変更及び廃止

（６）コンプライアンス(法令厳守等)の体制の整備

（７）競業及び利益相反取引

（８）計算書類及び事業報告の承認

（９）理事会による役員の責任の一部免除

（10）その他の重要な業務執行の決定

２　前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限

　る　。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案

について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものと見なす。

　　（議事録）

第27条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名捺印する。

第六章　資産及び会計

　　(資産の区分)

第28条　この法人の資産は、これを分けて基本財産・その他財産・公益事業用財産の

　　　三種とする。

２　基本財産は、次の各号に揚げる財産を持って構成する。

* 山梨県富士吉田市富士見四丁目６６６３番１・６６６３番３・６６６４番３所在の障害福祉サービス事業所けやき園の敷地　　９９７．１１平方メートル
* 山梨県富士吉田市富士見四丁目６６６３番１・６６６３番３・６６６４番３所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建　障害福祉サービス事業所けやき園　　一棟　３９８．１２平方メートル

３　その他の財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業財産は、第３7条に揚げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第２項に揚げるため、必要な手続

きをとらなければならない。

　　(基本財産の処分)

第29条　基本財産を処分し、または担保に供しようとするときは、理事会における理事の総数(現在数)の3分2以上の多数による同意又承認及び評議員会の承認を得て、富士吉田市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に揚げる場合には、富士吉田市長の承認は必要としない。

１　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

２　独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う

　施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整の

　ための資金に対する融資をいう。以下同じ)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して

基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

　　(資産の管理)

第30条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実

　な有価証券に換えて保管する。

　　(特別会計)

第31条　この法人は、特別会計を設けることができる。

(事業計画及び収支予算)

第32条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会決議における理事総数(現在数)の3分の2以上の多数による同意又承認を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了

　するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条　この法人の事業報告及び決算については、毎年会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）　事業報告

（２）　事業報告の附属明細書

（３）　貸借対照表

（４）　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（５）　貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

（６）　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類について

　は、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他書類に

　ついては、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間、(また、従たる事務所に３年

　間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所(及び従たる事務所に)

　備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告

（２）監事及び監事並びに評議員の名簿

（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（４）事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条　この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

　　(会計処理の基準)

第35条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会に置いて定める経理規程により処理をする。

(臨機の措置)

第36条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意又は承認及び評議員会の承認を得なければならない。

第七章　公益を目的とする事業

(種別)

第37条　この法人は、社会福祉法第二十六条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

1. 地域生活支援事業
2. 安心生活支援事業
3. 福祉有償運送

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意又は承認及び評議員会の承認を得なければならない。

(余剰金が出た場合の処分)

第38条　前項の規定によって行う事業から余剰金が生じた場合は、この法人が行う社会

　福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第八章　解散及び合併

(解散)

第39条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第1号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条　解散(合併又破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第41条　合併しようとするときは、評議員会の承認を得て、富士吉田市長の許可を受

　けなければならい。

第九章　　定款の変更

(定款の変更)

第42条　この定款を変更使用とするときは、評議員会の決議を得て富士吉田市長の許可

(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く)を受けなければならない。

２　 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨

を富士吉田市長に届け出なければならない。

第十章　　公告の方法その他

(公告の方法)

第43条　この法人の公告は、社会福祉法人不二の里森福祉会の掲示板に掲示するととも

に、官報、新聞又電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

　　附　則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後は遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

　　　　　理事長　　　井出さき子

　　　　　理事　　　　堀内ひさ子

　　　　　理事　　　　渡邊スミ子

　　　　　理事　　　　渡辺典子

　　　　　理事　　　　三浦陽子

　　　　　理事　　　　天野義丸

　　　　　監事　　　　三浦俊文

　　　　　監事　　　　角田登代子

この定款は、　　平成１９年 　９月１８日から施行する。

この定款は、　　平成２０年 　３月１３日から施行する。

この定款は、　　平成２０年 　８月３０日から施行する。

この定款は、　　平成２４年 　５月２２日から施行する。

この定款は、　　平成２５年 　７月１１日から施行する。

この定款は、　　平成２８年１１月 　１日から施行する。

この定款は、　　平成２９年　４月　１日から施行する。

この定款は、　　令和　２年　４月　１日から施行する。

この定款は、　　令和　３年　４月　１日から施行する。

　　本定款は、社会福祉法人不二の里森福祉会定款に相違ありません。

　　　　　　　　　　　　　　　社会福祉法人　不二の里森福祉会

　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　　　井　出　至　彦